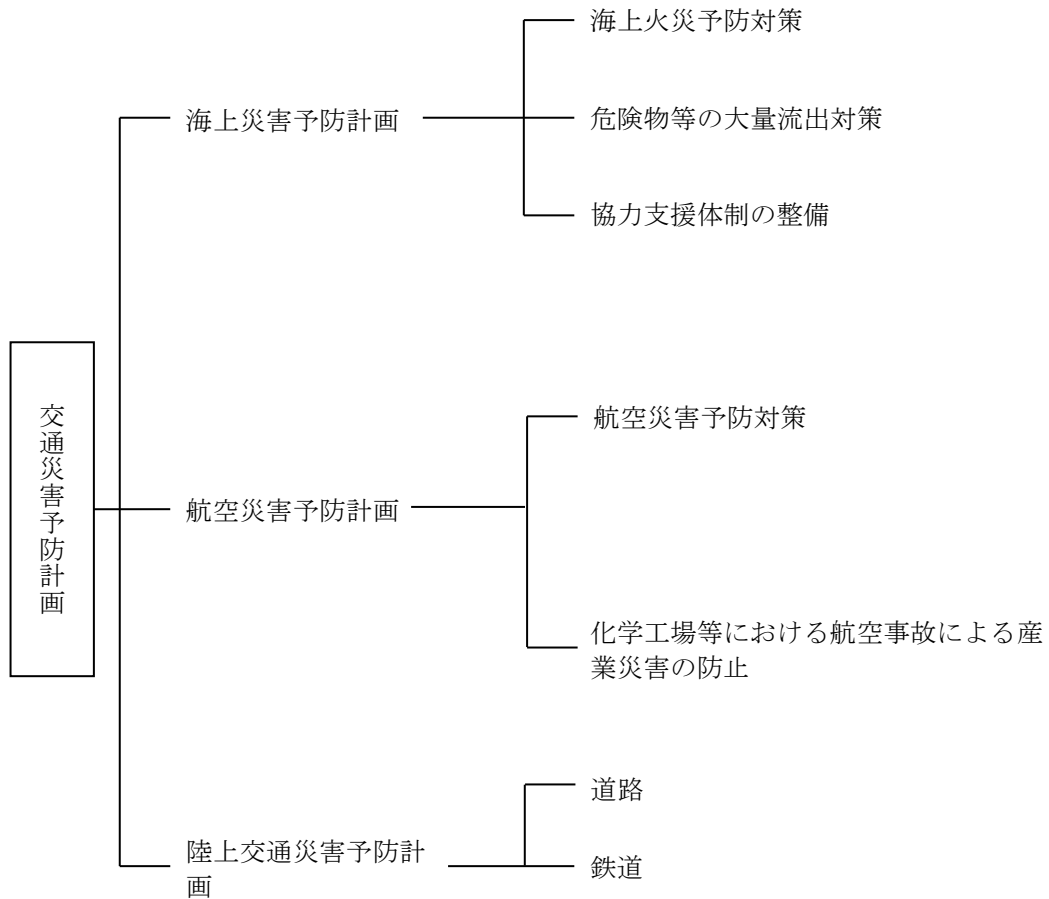


第16章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して防災関係機関がとる災害予防対策について定める。



第1節 海上災害予防計画

本町の臨海部には石油化学工場を主体とする多数の工場が連鎖的に立地しており、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により港湾をはじめとして海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

気象台、海事事務所、海上保安部・署（港長）、町（消防機関）、港湾管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留、入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実に努めるものとする。

2 海運支局、海事事務所、海上保安部・署（港長）、港湾管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。

水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 船舶の安全な運行の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導を実施する。

人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）を積極的に実施する。

港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。

船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。

- ・ 小型船舶を運行する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。
- ・ 国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。
- ・ 船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。
- ・ 国は、船舶局等の検査体制の充実に努める。

(3) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、P S Cの実施を積極的に推進するとともに、P S C実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。

(4) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(6) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の捜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救助救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。

また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安部・署（港長）は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

(10) 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行うものとする。

3 消防機関

埠頭又は岸壁に繋留された船舶及び上渠又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防機関は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) 埠頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の繋留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 発災日時

(イ) 被災船の状況

a 場 所：航行位置、係留、入渠等の場所

b 船名・船籍

c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等

d 出火場所：倉庫、甲板、機関室

e 燃焼物

f 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等

- (ウ) 要救助者の状況
 - a 乗客、乗員の人数
 - b 要救助者及び負傷者の有無とその状況
- (エ) その他
 - a 積載物の種別、形態、危険物の有無
 - b 二次災害の危険性の有無
 - c 火災の対応（単独、応援者等）
 - d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に係る機関（海上保安部・署）及び事業者並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

4 町（港湾管理者）

港湾区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

6 事業所

荷受人、荷送人の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講じる。

- (1) 係留船舶の火災爆発防止
 - ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
 - イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
 - ウ 危険物を積載した巨大船の着棧に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。
- (2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関（海上保安部・署（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

7 岩国・大竹地区石油コンビナートにおける防災体制の強化

岩国・大竹地区石油コンビナートにおける防災活動については、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき、海上保安部・署、関係消防機関、自衛消防機関の相互協力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の推進を図るものとする。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

防災関係機関は県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）

等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部・署、九州地方整備局、町（消防機関）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

ア 海上保安部・署、運輸支局は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

イ 中国・九州地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。

ウ 町は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする、「岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海防法に基づき排出油の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 海上保安部・署、九州地方整備局は、油汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の充実を図る。

(3) 町は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等

海上保安部・署、県、町（消防機関）、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

海上保安部・署、海運支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

本計画は、国が管理者である岩国飛行場（民間機のみ。）における航空機災害の被害軽減を目的として、町等がとる災害予防対策について定める。

なお、町周辺には、自衛隊、米軍使用及び民間との共用飛行場である岩国飛行場が所在しており、当該飛行場及びその周辺地域における航空機災害防止については、それぞれの機関においてその使用形態に応じた災害防止対策が講じられている。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するにあたって、町、県及び関係機関は、その所掌する消防防災責任者と相互協力により必要な措置を講ずるものとする。

1 町（消防機関）

町は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次の事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

化学消防車、化学消火薬剤の整備充実を図る。

(2) 各種計画の策定

町防災計画及び町消防計画において、航空機災害に関する消火活動、救助救急活動に係る災害応急対策についての計画を策定するものとする。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を飛行場管理者等と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

(4) 消防相互応援協定

航空機災害に際して円滑な消防活動を実施するためには、飛行場管理者、町、隣接市及びその他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

第2項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

化学工場等危険物集積地域上空を飛行するにあたっては、航空法に定める最低安全高度の遵守等適切な対応を図るものとする。

1 空港事務所（以下「国機関」に係るものをいう。）の措置

空港事務所は、これらの化学工場上空での航空機の飛行規制措置について厳守するよう航空関係者に対して周知の徹底と指導を行う。

2 町等の措置

町には、同地帯の上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備が設置されている。

第3節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本町は地理的な要因により、一度災害に見舞われれば孤立する危険性のある地域がある。道路は唯一の交通手段となっている。

2 対策

(1) 道路管理者

ア 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

イ 道路施設等の異常を迅速に見出し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備を推進する。

エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

オ 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。

カ 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。

キ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

ク 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておく。

ケ 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

コ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

サ 一般県道・町道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路に比べて立ち遅れている。

るが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。
これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

(2) 気象台

気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善・情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

(3) 警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

労働基準局等により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道

1 現況

本町は、南北にJR山陽本線が通るとともに和木駅を有しており、遠隔地への主要な交通手段として利用されている。災害に見舞われれば人、車、住家、施設等を巻き込む列車事故の危険性があり、災害時の事故防止対策が必要とされている。

2 対策

(1) 町

ア 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止に関する知識を広く一般に普及するための、鉄道事業者が実施するポスターの掲示、チラシ等による広報等を支援する。

イ 鉄道事業者との連絡体制を確立し、事故災害の発生における迅速かつ適切な初動対応措置、被害拡大への措置を支援する。

ウ 事故災害発生直後における旅客の避難等を支援するとともに、消防機関との連携に努める。

エ 鉄道事業者の実施する事故災害の発生を想定した訓練に参加するとともに、町の防災訓練等への積極的な参加を求めるものとする。

オ 路盤等の施設の保守、路線防護施設の機能維持のための必要な点検・整備を要請し、必要に応じ支援する。